

前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書に対する前橋市の方針（案）

平成28年 月

前橋市福祉部子育て施設課

1 はじめに

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。この制度では「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3点を主な目的としています。

前橋市では、この制度の実施にあたり、平成27年度から平成31年度までの「前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益が実現するまちを目指します」を基本理念として児童福祉政策に取り組んでいるところです。

この制度のもと、平成28年度の本市における保育所（園）、認定こども園、幼稚園の設置状況は、公立保育所18所、私立保育園30園、認定こども園32園（幼保連携型20園、幼稚園型12園）、公立幼稚園4園、私立幼稚園12園となっています。

幼稚園を除く保育関係施設は、保育所（園）、認定こども園合わせて計80施設があり、また、保育所（園）及び認定こども園には平成28年3月現在で7,320人（保育認定の2号認定子ども（※注1）及び3号認定子ども（※注2）で、教育認定の1号認定子ども（※注3）は含まない。）の児童が入所していますが、入所の傾向として3歳未満児の低年齢児の保育需要は、市全体の児童数が減少している中で今後も同じような水準で推移すると思われます。（参考資料1を参照）

このような保育情勢の変化のなかで、今後の公立保育所について検討するため、平成27年9月に「前橋市公立保育所のあり方検討委員会」を設置し、5回に渡る協議を経て報告書として取りまとめ、平成28年4月28日に市長宛提出がありました。

本市としましては、この前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書（以下「報告書」（別紙参照）という。）を受けて、今後本市の公立保育所は、以下のような考え方で就学前の子どもに関する保育を提供していきます。

【参考資料1】入所児童数の推移（2号及び3号認定子ども）

入所児童数の推移

※入所児童数の最も多い3月1日現在の人数で比較。なお、平成28年3月の認定こども園分は保育認定の2号及び3号子どもの人数。

平成26年3月現在 (単位:人)				平成27年3月現在 (単位:人)				平成28年3月現在 (単位:人)				
年齢	公立 保育所	民間 保育園	計	年齢	公立 保育所	民間 保育園	計	年齢	公立 保育所	民間 保育園	認定こ ども園	計
0歳児	16	609	625	0歳児	21	618	639	0歳児	15	484	109	608
1歳児	284	812	1,096	1歳児	285	811	1,096	1歳児	290	692	194	1,176
2歳児	310	893	1,203	2歳児	288	881	1,169	2歳児	288	727	242	1,257
3歳児	461	868	1,329	3歳児	466	838	1,304	3歳児	410	655	356	1,421
4歳児	454	882	1,336	4歳児	454	861	1,315	4歳児	461	667	282	1,410
5歳児	481	853	1,334	5歳児	454	879	1,333	5歳児	454	659	335	1,448
計	2,006	4,917	6,923	計	1,968	4,888	6,856	計	1,918	3,884	1,518	7,320
定員	2,080	4,115	6,195	定員	2,080	4,155	6,235	定員	2,080	3,435	1,497	7,012
入所率	96.4%	119.5%	111.8%	入所率	94.6%	117.6%	110.0%	入所率	92.2%	113.1%	101.4%	104.4%

出典:前橋市子育て施設課調査

2 公立保育所の今後のあり方（ビジョン）について

(1) 公立保育所のあり方について

まず、公立保育所は、地域の子どもを育てる子育て支援の拠点として、さらには地域の人的、物的資源や地域の力を活かした保育を行うために、地域との連携を深めていくとともに、地域の子育て支援の核としての役割を担うため、地域子育て支援センター（※注4）や元気保育園（※注5）等の事業を充実させることとします。

一方、平成27年度末に16,096人であった市内の就学前児童数が、子ども・子育て支援事業計画に基づく人口推計によると平成31年度には14,742人となると想定されています。少子化の進展に伴い、市内の施設が供給超過とならないよう、この先児童数や保育ニーズを見極めることが重要であると考えます。（参考資料2を参照）

この観点から、公立保育所については平成17年5月27日付前橋市立保育所民営化検討委員会の報告書の考え方（民営化対象保育所の選定については、保育サービスの向上を前提として ①地域的要件、②経営的要件、③建物的要件 に基づき選定を行うこと）や、今後、保育ニーズの増加する地域や児童数の減少する地域など、市内においても地域により状況が異なること、及び今回の報告書の意見も踏まえて、必要に応じて民営化及び統廃合も含めて検討することとします。

また、現在、子育て世代の母親の就労率は、社会情勢を反映して増加傾向にあります。そのため、一般に保護者が育児休暇から職場復帰する時期と重なる3歳未満児の保育ニーズは依然として高い状況となっています。（参考資料3を参照）

これに対して、本市の傾向として私立保育園や私立幼稚園から認定こども園に移行する施設が増加していることが、1号及び2号認定子どものニーズを満たすことに貢献しているとともに、市内各幼稚園の入園児が定員に満たない状況で減少傾向にて推移していることから、3歳以上児に対する施設はおおよそ供給が満たされている状況にあると言えます。（参考資料4を参照）

このようなことを踏まえ、公立保育所は3歳未満児の保育ニーズを満たすよう努めるとともに、将来的に子どもの数が減少した場合においては、市内の施設が供給過剰とならないように、前述の民営化等の考えも含め保育関係施設の調整機能としての役割を持たせることも必要に応じて検討することとします。

【参考資料2】就学前児童数の推移

前橋市全体の児童数推計

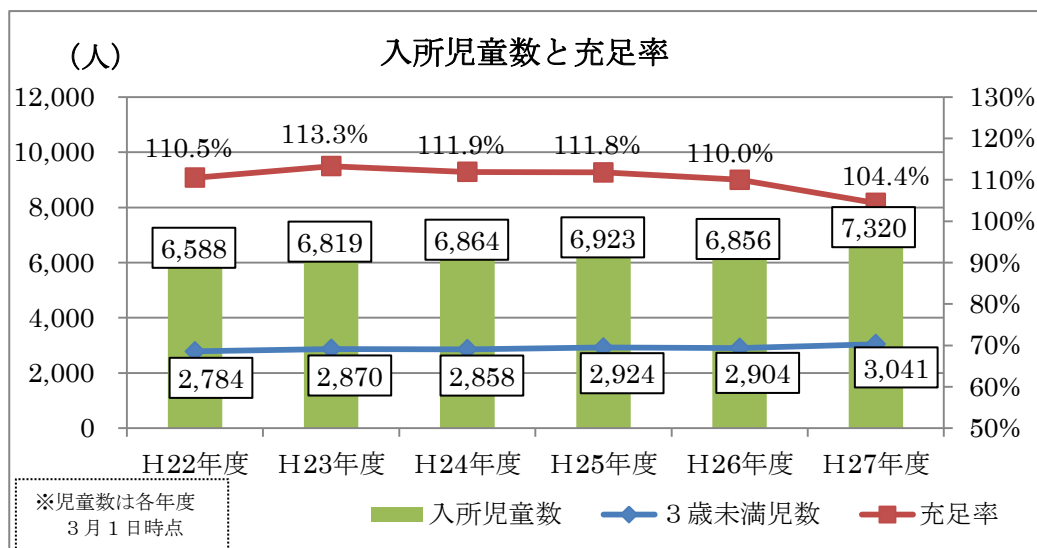
単位：人

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	2,525	2,429	2,363	2,305	2,255
1歳	2,621	2,573	2,491	2,423	2,367
2歳	2,697	2,615	2,536	2,456	2,393
3歳	2,737	2,716	2,631	2,552	2,479
4歳	2,718	2,653	2,735	2,650	2,577
5歳	2,798	2,756	2,666	2,749	2,671
計	16,096	15,742	15,422	15,135	14,742

出典：前橋市子ども・子育て支援事業計画

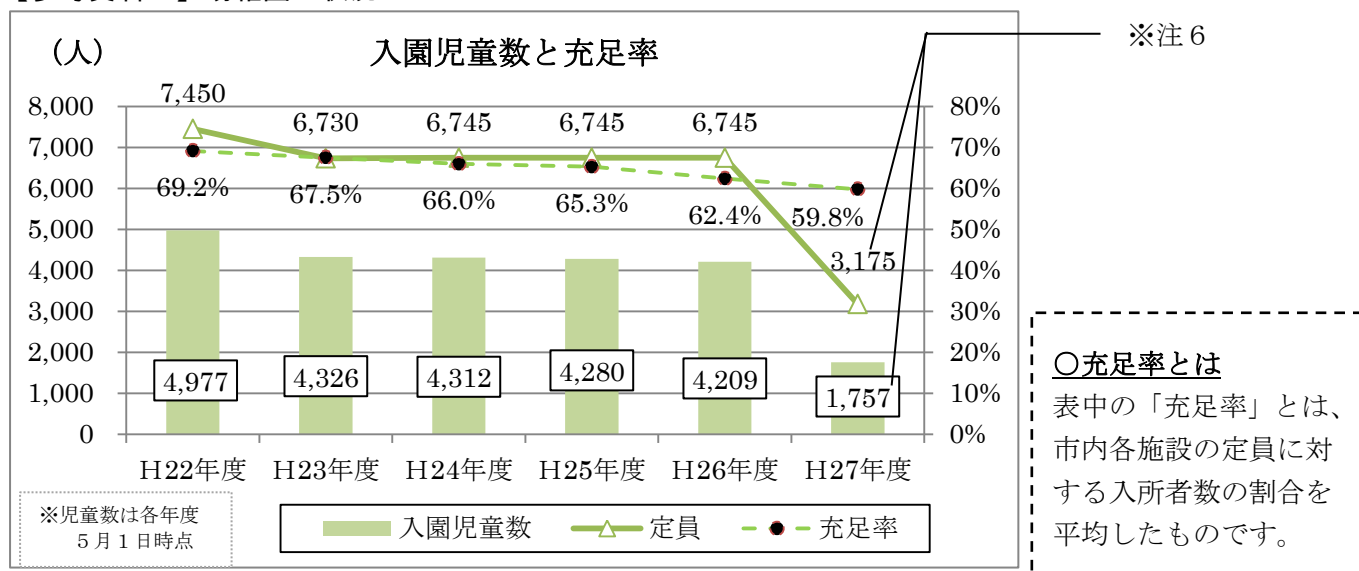
※平成27年度は年度末の実績値。平成28年度以降は、平成27年3月における推計値。

【参考資料 3】 保育所（園）等の状況（平成 27 年度は 2, 3 号認定子どもの状況）



出典：前橋市子ども・子育て支援事業計画

【参考資料 4】 幼稚園の状況



出典：文部科学省の実施する学校基本調査

(2) 保育サービスの向上について

保育サービスの向上については、報告書で提案のあった以下の5項目について、財源や人員確保などの課題の整理を行い、事業内容を検討のうえ、実施可能なものから順次進めます。また、以下の項目以外でも保育サービスの向上につながるものは実施したいと考えます。

- ① 公立保育所での保育内容や行事などの情報発信を行うとともに、認知度及び質の向上に努めます。
- ② 民間保育関係施設との情報交換や研修などの連携強化を図り、公立保育所で作成した各種マニュアルの情報提供を行うとともに、保護者と協議のもと保護者ニーズを反映したものをより一層取り入れるよう努めます。

- ③公立保育所における障害児保育向上研究会の事例を通して、今後は障害児保育に対する研究内容を民間保育関係施設と情報共有する仕組み作りに努めます。
- ④一時預かり保育や看護師の配置など地域の実情に応じた保育サービスの充実に努めます。
- ⑤「施設の老朽化」への対応については、限られた財源の中で整備計画に基づき改修等を継続的に実施し、安全・安心な施設管理に努めます。
- ※①、②、③は平成28年度から順次検討をはじめ、実施可能なものから開始します。
- ※④、⑤は平成30年度からの実施を目指し、平成28年度から検討をはじめます。

(3) 保育の質の向上について

保育士の研修体系（育成プラン）の策定について、報告書の提案に沿って次のとおり進めます。

まず、保育士のステップアップのための育成プランなど各種研修の充実に努めるため、今後、国や県、関係団体と連携を図り、具体化に向けて検討を行います。

さらに、研修等の人材育成に対する行政の支援については、幼児教育センター等を活用し、園内・園外研修の充実に努めます。

※平成28年度から保育士の新しい研修体系（育成プラン）の検討をはじめます。

(4) 3歳以上児施設（総社，清里，東）のあり方及び私立保育園における3歳未満児施設への対応について

総社保育所については、提案を受けて、児童に対する保育の連続性という観点から近隣の3歳未満児専用施設と一体的な運営を行うため、民営化を基本に進めます。

清里保育所については、提案のとおり地域の拠点保育所とします。

東保育所については、近隣の保育関係施設の3歳未満児の入所状況をもとに運営方法の検討を行います。

また、総社保育所民営化の考え方とともに、3歳以上児を受け入れる連携施設を有していない民間の3歳未満児保育施設の解消を図るため、第四保育所についても、同連携施設を持たない民間保育関係施設が近隣にあるという観点により、民営化を基本に進めます。

なお、民営化の今後の具体的な取り組みにあたっては、児童の保育環境への配慮と保護者の理解を得ることを最優先とするとともに、保育の質も含め、特別保育事業の充実に努めることとします。また、民営化にあたり、土地建物等の移管については、前回の民営化の例（建物は無償譲渡、土地は10年間使用貸借）を基本に進めることとします。

《参考》

総社保育所：社会福祉法人 照隅会（宝塔保育園）

第四保育所：社会福祉法人 栗ノ木会（長昌寺保育園，長昌第二保育園）

※平成28年度から協議をはじめます。

(5) 3歳未満児の入所ニーズへの対応について

少子化の進展により児童数は減る傾向にあるものの、子育て世代の母親の就労率の向上などにより、3歳未満児の保育ニーズは今後も増加傾向にあることから、施設整備を行う施設については、3歳未満児の受入枠の拡大を図るとともに、併せて既存施設の有効活用による定員増を図るよう努めることとします。

また、在宅の3歳未満児の子育て支援については既存の各種事業の充実を図ります。

※平成29年度以降も、施設整備については3歳未満児の受入枠の拡大に重点を置き、既存施設の有効活用に努めます。

※平成28年度から、在宅支援事業充実のための検討をはじめます。

3 保育行政の財源の確保について

民営化等により生み出された財源については、子育て支援等の保育サービスの充実、保育の質の確保・向上のために活用を図ります。

4 民営化の検証とあり方検討委員会報告書について

今後の検証方法の向上を図るため、民営化を進める保育所については、民営化後に、保育サービスをはじめ、保育内容や保育の質も含めて保護者アンケートを実施します。

また、今回の報告書全体の検証についても、10年以内を目処に実施します。

用語解説 本文中で※の付いた用語の意味を解説しています。

(注1) 2号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども

(注2) 3号認定子ども

満3歳未満の子どもで、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども

(注3) 1号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要としない子ども（教育認定）

(注4) 地域子育て支援センター

市内各地域の保育所（園）及び認定こども園において、子育て家庭を支援するため、子育て世代の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談などの事業を行っている。

(注5) 元気保育園

地域子育て支援センターを実施している施設を除く、市内の保育所（園）において、気軽に立ち寄れる身近な子育ての拠り所として、育児相談や保育所体験、園庭開放などの事業を行っている。

(注6) 平成27年度の幼稚園の状況

参考資料4に示す定員数は平成26年度と平成27年度を比べると6,745人から3,175人へと大きく減少しているが、これは既存の幼稚園が認定こども園へ移行したことによるものであり、平成27年度は幼稚園入園児童数で見ると1,757人のほか、認定こども園（平成27年度幼保連携型及び幼稚園型計20園）に入園（所）する1号認定子どもが1,940人いる。

（定員2,070人：平成27年4月1日現在）。